

平成 29 年 12 月 15 日

内 閣 府

## 再就職等規制違反行為について

内閣官房内閣人事局による再就職規制に関する全省庁調査（平成 29 年 6 月公表）の結果について、同局から再就職等監視委員会に報告が行われ、同委員会において、内閣府職員による規制違反の疑いがあった事案について、国家公務員法第 106 条の 20 第 1 項に基づく委員会調査が行われました。

その結果、下記のとおり再就職等規制に違反する行為があったと認められ、内閣府に対し調査結果の通知があったことから、当該行為を行った職員に対して懲戒処分を実施しました。

### 記

#### 1 事案の概要

内閣府大臣官房人事課長（当時）A は、平成 24 年、職員 B の法人 C への再就職に向けた話が進んでいることを知り、職員 B が法人 C に採用される旨を認識・認容しつつ、法人 C に自ら出向き、法人 C の幹部職員に対し、自分の名刺を渡した上で、職員 B の退職時期を伝達した。この行為は、職員 B を法人 C の地位に就かせることを依頼したものと考えられ、また、職員 B を法人 C の地位に就かせることを目的として、職員 B に関する情報を提供したものである。

こうした人事課長 A の行為は、国家公務員法第 106 条の 2 第 1 項に違反したものと認められた。

（注）就職先は法人 C の非常勤職員。

#### 2 懲戒処分

内閣府大臣官房人事課長（当時）A を国家公務員法第 82 条第 1 項に基づく懲戒処分とし、2 月間俸給の月額額の 10 分の 1 を減額する（平成 29 年 12 月 15 日付）。

#### 【本件照会先】

大臣官房人事課職員係

TEL 6 2 5 7 - 1 2 8 4

国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）

（他の役職員についての依頼等の規制）

第百六条の二 職員は、営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）に対し、他の職員若しくは行政執行法人の役員（以下「役職員」という。）をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人（当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該役職員若しくは役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2～4（略）

（委員会による調査）

第百六条の二十 委員会は、第百六条の四第九項の届出、第百六条の十六の報告又はその他の事由により職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがあると思料する場合であつて、特に必要があると認めるときは、当該再就職等規制違反行為に関する調査の開始を決定し、監察官に当該調査を行わせることができる。

2 任命権者は、前項の調査に協力しなければならない。

3 委員会は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、任命権者に対し、当該調査の結果を通知しなければならない。